

平成24年8月10日

資源エネルギー庁

## 赤松石油有限会社による補助金不正受給に対する措置

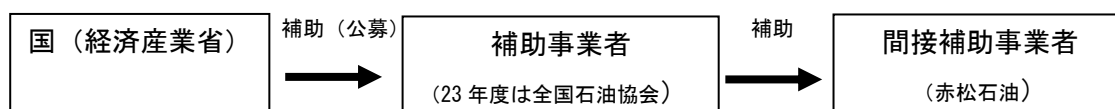
平成23年度石油製品販売業環境保全対策事業費補助金（地域エネルギー供給拠点整備事業に係るもの）のうち、給油所の地下タンク等撤去事業において、当該補助金の間接補助事業者である赤松石油有限会社が、補助事業者である社団法人全国石油協会に対し、補助金の不正受給を行っていたことが判明しました。

このため、資源エネルギー庁は、補助事業者である社団法人全国石油協会に対し補助金適正化法等に基づき、本件についての補助金交付決定の一部取消し及び一部取消しに係る当該補助金の返還命令を行うとともに、再発防止策の策定を命じることとしました。

## 1. 経緯

平成23年度石油製品販売業環境保全対策事業費補助金（地域エネルギー供給拠点整備事業に係るもの）において、第三者から補助金の不正受給があった旨の告発が社団法人全国石油協会にあり、同協会が、関係者に対して調査を行い、事実関係を確認しました。

## 【事業スキーム】



## 2. 調査の結果

調査の結果、赤松石油有限会社（広島県福山市）は給油所の地下タンク等撤去工事費用を過大に見積計上し、補助金額を正当額以上に取得し、その取得した補助金を同社と日本エンジニア株式会社（広島県福山市）、日彰サービス株式会社（広島県福山市）、有限会社ウェルピース（岡山県井原市）の3者で分配取得する合意を行っていたことが判明しました。

## 【不正受給の疑いがある補助金額】

補助金額 5,605,241 円（補助率 2/3）

### 3. 補助事業者に対する措置

以上の事実関係を踏まえ、資源エネルギー庁は補助事業者である社団法人全国石油協会に対し、補助金適正化法等に基づく補助金交付決定の一部取消し及び一部取消しに係る当該補助金の返還命令を行うとともに、再発防止策の策定を行うことを命じております。また、赤松石油に対して本日から15ヶ月間の補助金交付等の停止措置を講じます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課長 戸高 秀史

担当者：西川、井上

電 話：03-3501-1511 (内線 4661~6)

03-3501-1320 (直通)